原告番号	氏 名	退職金認容額
6	P107	2,323,160
27	P140	2,425,090
85	P120	341,830
111	P145	1,471,200
112	P148	508,300
121	P202	319,110
123	P181	798,850
125	P182	781,320
132	P176	248,340
133	P201	125,650
154	P139	824,060
242	P6	319,080
293	P368	139,350
302	P299	2,175,370
303	P367	143,280
304	P247	152,700
306	P14	161,200
307	P15	2,094,660
308	P7	359,570
309	P16	981,510
310	P17	199,860
311	P203	761,300
312	P12	211,130
313	P8	346,950
314	P18	358,425

※退職金規定により、算出金額は10円単位 とし、10円未満は全て切り上げ

※原告番号314P18の退職金認容額について1円単位となっているのは、退職金71万6850円の半額である35万8425円が既に支払われているからである。